

公共随契による貸付結果一覧表（令和5年7月契約分）

整理番号	所在地	現況地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
1	福島県双葉郡浪江町大字小丸字入北澤国有林1224林班い1小班	山林	289	R5.7.6	-	R5.7.6～ R10.9.30	福島県相双建設事務所	7000020070009	道路敷	-	-	-	無償貸付
2	静岡県西伊豆町大字大沢里字仁科国有林403林班い小班外	山林	10,615	R5.7.7	-	R5.7.7～ R10.3.31	西伊豆町長 星野 淨晋	8000020223069	林道（寺澤洞山線）敷	-	-	-	無償貸付
3	福島県いわき市川前町下桶売字上高部国有林121林班い1 小班外	山林	270,935	R5.7.7	272,000	R5.7.7～ R8.3.31	いわき神楽山復興エナジー合同会社	3380003004577	風車ヤード敷外	-	-	-	
4	群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷国有林85林班う2林小班外	山林	190	R5.7.11	-	R5.07.11～ R6.3.31	群馬県藤岡土木事務所	7000020100005	道路敷	-	-	-	無償貸付
5	群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷国有林72林班ほ2林小班外	山林	332	R5.7.11	3,000	R5.07.11～ R5.10.31	上野村長	8000020103667	浚渫等作業敷	-	-	-	
6	群馬県甘楽郡南牧村大字大塩澤字滝峠国有林13林班い6小班外	山林	39	R5.7.11	-	R5.07.11～ R9.3.31	南牧村長	3000020103837	林道敷	-	-	-	無償貸付
7	栃木県日光市川俣字鬼怒沼国有林48林班は小班	山林	112	R5.7.12	-	R5.7.12～ R7.3.31	栃木県西環境森林事務所	5000020090000	林道敷	-	-	-	無償貸付
8	栃木県那須郡那須町大字高久甲字高久第一国有林101林班に小班	山林	9,440	R5.7.20	-	R5.7.20～ R10.3.31	栃木県大田原土木事務所	5000020090000	道路敷	-	-	-	無償貸付
9	東京都青ヶ島青ヶ島村青ヶ島国有林303林班い小班	山林	2,370	R5.7.6	-	R5.7.20～ R10.3.31	東京都八丈支庁長	8000020130001	道路用地	-	-	-	無償貸付
10	群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷国有林84林班そ小班外	山林	98	R5.7.24	-	R5.07.24～ R6.3.31	群馬県藤岡土木事務所	7000020100005	道路敷	-	-	-	無償貸付
11	群馬県多野郡上野村大字檜原字本谷国有林85林班お1小班外	山林	117	R5.7.24	-	R5.07.24～ R6.3.31	群馬県藤岡土木事務所	7000020100005	道路敷	-	-	-	無償貸付
12	福島県南会津郡只見町大字布沢字東松山国有林1001林班口25小班	山林	187	R5.7.25	-	R5.7.25～ R9.3.31	福島県知事	7000020070009	県道敷（小林会津宮下停車場）	-	-	-	無償貸付

13	群馬県沼田市根利町根利字根利山国有林129林班と小班外	山林	本柱（高圧）29本 支線（高圧）5条 本柱（低圧）3本	R5.7.26	123,140	R5.7.26～ R9.3.31	東京電力パワーグリッド株式会社 渋川支社長	3010001166927	高低圧架空配電線路数	-	-	-	本柱（高圧）1本増による変更契約
14	群馬県吾妻郡中之条町大字入山字入山国有林124林班よ小班外	山林	本柱：197本 支線：500条 支柱：12本 支線柱：12本 地中ケーブル：56m	R5.7.28	1,122,800	R5.7.28～ R9.3.31	東京電力パワーグリッド（株）渋川支社長	3010001166927	高低圧架空・地中配電線路数	-	-	-	支線1条新設による変更契約。

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合